

令和7年度

委託仕様書

委託名	一番街周辺の交通対策に係るアンケート調査業務委託						
委託箇所	川越市内						
路河川名称							
事業名							
業務大要	業務大要 アンケート調査の実施 一式 調査結果の取りまとめ・分析 一式 最終報告書の作成 一式 打合せ協議 一式						

変更理由					
備考					
地区	(0001) 県南				
適用年月	(R0708) 令和7年8月				
工期	当初	自		至	令和8年1月31日
		日数			
	変更			至	
経費適用年月	令和7年8月				
設計			当初金額		変更金額
	業務価格				
	消費税相当額				
	合計				
請負	業務価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
週休2日区分	-				

## 委 託 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	式	1			第1号一位代価表
(1)アンケート調査の実施					
直接人件費	式	1			第2号一位代価表
(2)調査結果の取りまとめ・分析					
直接人件費	式	1			第3号一位代価表
(3)最終報告書の作成					
直接人件費	式	1			第4号一位代価表
(4)打合せ協議					
直接人件費	式	1			第5号一位代価表
(5)調査準備					
直接人件費	式	1			
小計					
直接経費	式	1			第6号一位代価表
印刷費等					
直接経費	式	1			第7号一位代価表
郵送費					
直接経費	式	1			第8号一位代価表
旅費交通費					
直接経費	式	1			
小計					

委 託 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
業務価格計	式	1			

委 託 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
業務価格計	式	1			
消費税相当額	式	1			
業務委託費	式	1			

## (1) アンケート調査の実施

## 1 式当一位代価表

第 1 号

名称 / 規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計					

## (2) 調査結果の取りまとめ・分析

## 1 式当一位代価表

第 2 号

名称 / 規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)	人				
技術員	人				
合 計					

## (3) 最終報告書の作成

## 1 式当一位代価表

第 3 号

名称 / 規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
合 計					

## (4) 打合せ協議

## 1 式当一位代価表

第 4 号

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	人				
技師(B)	人				
合計					

## (5) 調査準備

## 1 式当一位代価表

第 5 号

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
技師(A)	人				
技師(B)	人				
合計					

## 印刷費等

## 1 式当一位代価表

第 6 号

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
発送及び返信用封筒、アンケート票、案内文、報告書等	式				
合計					

郵送費

1 式当一位代価表

第 7 号

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
発送費、回収費	式				
合計					

旅費交通費

1 式当一位代価表

第 8 号

名称 / 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
旅費交通費	式				
合計					

# 一番街周辺の交通対策に係るアンケート調査業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### (委託件名等)

第1条 本仕様書は、川越市（以下「発注者」という。）が実施する「一番街周辺の交通対策に係るアンケート調査業務委託」にあたって必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本業務は、川越市内でも観光客が集中する一番街周辺における交通対策（交通規制等）について、周辺環境に対する影響を検証するため、アンケート調査を行い、次年度以降の交通対策の実施に向けた検討資料とすることを目的とする。

### (交通規制等)

第3条 川越市は、一番街周辺の安全な交通環境の確保を目的として、以下のとおり交通規制を実施する。本業務は、この交通規制による効果を検証するため、アンケート調査を実施するものである。

- (1) 規制内容 歩行者用道路
- (2) 規制範囲 県道川越栗橋線：札の辻交差点から仲町交差点まで
- (3) 規制期間 令和7年11月1日から11月3日まで
- (4) 規制時間 午前11時から午後5時まで

### (履行場所)

第4条 本業務の履行場所は、川越市内とする。

### (準拠法令等)

第5条 本業務を実施するにあたり、業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は関係する法令、条例、規則、規定に従うものとする。なお、本仕様書及び準拠法令等に記載のない事項及び業務を遂行するうえで生じた疑義については、発注者及び受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

### (守秘義務)

第6条 受注者は、本業務中に知り得たことについて、発注者の了解なしに他に漏らしてはならない。

### (情報セキュリティ)

第7条 受注者は、本業務履行上、個人情報その他の機密情報を取り扱うときは、情報セキュリティの重要性を認識し、適切に取り扱うものとする。

(官公署等への手続き)

第8条 本業務に必要な関係官公署等への諸手続きは、受注者において迅速に処理するものとする。

2 業務実施に関しては、関係官公署と交渉を要するときまたは交渉を受けたときは、速やかにその旨を発注者に申し出、指示に従うものとする。

(検査)

第9条 受注者は、全工程完了後、発注者に完成通知書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(成果の瑕疵)

第10条 成果品の引き渡し後、内容に不備、不完全が発見された場合は、受注者の負担と責任で直ちに補正するものとする。

(委託期間)

第11条 委託期間は、契約締結日から令和8年1月31日までとする。

(支払い方法)

第12条 委託料の支払いは完了払いとする。

(再委託)

第13条 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記のうえ、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

(提出書類等)

第14条 受注者は、業務着手前後に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト
- (4) 委託業務実施報告書

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第15条 業務内容は以下に示すとおりとする。

- (1) アンケート調査の実施  
交通規制を実施した際の影響を検証するため、地元住民及び一番街沿道の商店・

駐車場関係者等に対して、以下のとおりアンケート調査を行う。また、回収したアンケート調査を集計する。なお、郵送によるアンケート調査については、本業務の目的を鑑み、10月下旬から11月上旬を目途に発送するものとするが、実際の時期は発注者及び受注者協議の上、決定するものとする。

① 地元住民向けアンケート

北部市街地自治会交通対策連絡協議会を構成する21自治会の住民から無作為に抽出した2,500人に対して、郵送によりアンケート調査を行う。なお、発送及び返信に係る郵送費は受注者の負担とする。なお、受注者は、アンケート調査に必要な以下の準備業務等も行うこととする。

- ・ 発送及び返信用封筒の作成
- ・ アンケート票の作成（A4両面印刷1枚）
- ・ 案内文の作成（A4両面印刷1枚）
- ・ アンケート票及び案内文の印刷
- ・ アンケート等の郵送準備・発送

② 一番街沿道の商店・駐車場関係者等向けアンケート

一番街沿道の商店・駐車場関係者等130件を目安とし、郵送によりアンケート調査を行う。なお、実際の調査件数は、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとし、発送及び返信に係る郵送費は受注者の負担とする。また、受注者は、アンケート調査に必要な以下の準備業務等も行うこととする。

- ・ 発送及び返信用封筒の作成
- ・ アンケート票の作成（A4両面印刷1枚）
- ・ 案内文の作成（A4両面印刷1枚）
- ・ アンケート票及び案内文の印刷
- ・ アンケート等の郵送準備・発送

(2) 調査結果の取りまとめ・分析

本業務委託の目的を十分に理解したうえで、アンケート調査の内容を取りまとめ、交通規制の影響等を分析する。

各種アンケートの取りまとめは、設問毎に取りまとめ内容を図化し、必要に応じてクロス集計等も行うものとする。

以上の調査内容の取りまとめ・分析をもとに、次回以降の交通規制時の対策について併せて検討するものとする。

(3) 最終報告書の作成

本業務の調査概要、検証結果などを報告書として簡潔に取りまとめるものとする。

(4) 打合せ協議

業務実施にあたり、着手時、成果品納品時のほか、適宜中間打合せを実施するものとし、発注者と密に情報共有するよう努めるものとする。

打合せ協議の内容については、その都度「打合せ記録簿」等を作成し、速やかに発注者に提出し、発注者が内容を確認した後、各1部ずつ保管するものとする。

### 第3章 成果品

(成果品)

第16条 本業務の成果品は以下に示すとおりとする。

(1) 業務報告書 (A4判、ファイル綴じ) 1部

(2) 上記電子データ (CD-RまたはDVD-R) 1部

2 成果品は、受注者において業務終了後5年間保管することとし、市が求めたときは受注者の負担により速やかに提出するものとする。

3 成果品の納入場所は、都市計画部交通政策課とする。

4 成果品に係る著作権等の権利の一切は、発注者に帰属するものとする。